

岩手県環境保健研究センター検査等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 6 号

岩手県環境保健研究センター検査等手数料条例の一部を改正する条例

岩手県環境保健研究センター検査等手数料条例（昭和44年岩手県条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後								
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）								
区 分	種 別		単 位	供試分量	手数料	備 考	区 分	種 別		単 位	供試分量	手数料	備 考	
水質検査	飲用水試験	化学検査	簡易検査	[略]				水質検査	飲用水試験	化学検査	簡易検査	[略]		
			一般検査	[略]	[略]	<u>20,060円</u>					[略]	一般検査	[略]	[略]
		[略]				[略]	[略]			[略]			[略]	[略]
	上水道試験	平常試験	[略]	[略]	<u>38,640円</u>				上水道試験		平常試験	[略]		
		[略]				[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]		
	基準試験	化学検査	[略]	[略]	<u>251,900円</u>								基準試験	化学検査
		[略]				[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			
[略]												[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。